

原子力事故再発防止顧問会議の開催について

平成 23 年 9 月 28 日
内閣官房長官決裁

1. 趣旨

「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」（平成 23 年 8 月 15 日閣議決定）を受け、原子力安全規制に関する組織の在り方、原子力安全規制強化の在り方等について検討するため、原発事故の収束及び再発防止担当大臣が当該分野に関する専門的知見を有する者に参集を求め、意見を聴くことを目的として、原子力事故再発防止顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）顧問会議は、別紙に掲げる者により構成し、原発事故の収束及び再発防止担当大臣の下に開催する。
- （2）原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、顧問会議の座長を依頼する。
- （3）顧問会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

顧問会議の庶務は、内閣官房において処理する。

(別紙)

(五十音順)

飯田哲也	NPO法人環境エネルギー政策研究所所長
飯塚悦功	東京大学大学院工学系研究科特任教授
井川陽次郎	読売新聞東京本社論説委員
川勝平太	静岡県知事
北村正晴	東北大学名誉教授
首藤由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長
鈴木基之	東京大学名誉教授
住田裕子	エビス法律事務所弁護士
関村直人	東京大学大学院工学系研究科教授
高橋滋	一橋大学大学院法学研究科教授
松浦祥次郎	公益財団法人原子力安全研究協会評議員会長